

日本経済学会 ハラスメント基準

日本経済学会理事会

(2022年11月22日)

本学会が開催する大会等においては、「相手に精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する全ての言動」をハラスメント行為と定義します。大会参加者間でのハラスメント行為を防止し、また起きた場合の速やかな問題解決を行うために、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントを以下のように定義します。この基準は行動経済学会常任理事会が第14回大会のために作成したハラスメント基準をほぼそのまま採用しています。行動経済学会常任理事会は作成のために表象文化論学会の「ハラスメントに対する取り組み」

(<https://www.repre.org/association/antiharassment/>) を参照しました。

(1) セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な発言や行為、また、性別や性的指向、性同一性などに関する発言によって生じるハラスメントです。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・ わいせつな画像や動画、音声を掲示、公開する。
- ・ 性的少数者に対する攻撃を行なう。
- ・ 性差別的な発言、たとえば「男だから」「女のくせに」などの性別役割を前提とした発言をする。
- ・ 恋愛経験や性体験についてしつこく尋ねる。
- ・ 見かけ上の性別がわかりにくい、あるいは典型的でない人をからかう。
- ・ 相手の性的指向や性自認について暴露したり、あげつらったりする。

(2) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントとは、職務上の優越的な地位や権限、または人間関係などの優位性を利用して行なう、あるいは教育・研究上の力関係を濫用することによって生じるハラスメントです。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・ 「こんな発表をして恥ずかしくないのか」などの暴言や過度の叱責をおこなう、相手の人格を傷つける言動をする。
- ・ 発表者や登壇者、質問者を発表内容や発言内容ではなく過去の研究業績や現在の職位、学会や団体での優越的な地位をもとに批判する。
- ・ 多数の人に向けて特定の人物を不当に罵倒する、能力や性格について侮辱的な発言をする。
- ・ 地位など優位性をもとに知りえた個人情報を暴露して当人の不利益になる状況を作る。

(3) レイシャル・ハラスメント

レイシャル・ハラスメントとは、民族的出自、肌の色、人種、国籍、宗教、思想・信条、言語能力などを理由として生じるハラスメントです。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・日本語能力に不安があるなどの不当な理由をつけて研究成果を正当に評価しない。
- ・「日本人しかいない場所では居心地が悪いだろう」などと配慮を装い、学会運営、議論、懇親会から排除する。
- ・人種、民族、国籍、信条に関連した攻撃的で侮蔑的言動を行なう。たとえば「〇〇人は無礼だ」など受け手の属性に対し攻撃的な発言をしたり、宗教上身につけている衣類などを外すよう強要したりする。
- ・身体的、文化的な特徴や行動様式に対する揶揄やからかい、差別的な言動を行なう。たとえば「この人はこんな見た目ですが日本語は大丈夫です」など身体的特徴を揶揄するジョークをいう。
- ・民族マイノリティに対し、ルーツがある地域の問題について責任があるかのように追求する。
- ・「日本人ならわかると思いますが」などと人種や民族的出自の多様性を無視した前提の言動を行なう。
- ・本人の意思を無視して、人種的・民族的属性を公表したり問いただしたりする。

(4) その他のハラスメント

その他のハラスメントとは、前各号には該当しないが、相手に精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する言動です。たとえば以下のものがあります。

- ・座長や司会者の進行を妨害する。
- ・連絡先などの個人情報やプライバシーに関することをしつこく尋ねる
- ・本人の意思を無視して、個人情報を公表する。

上記はあくまで例であり、これ以外にも「相手に精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する全ての言動」であればハラスメント行為の可能性があります。